

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中11名です。
定足数に達しておりますので第37回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
1 2番農業委員
3番農業委員にお願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。

事務局

始めに第158号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

それでは、第158号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。所有権移転12件、地上権設定1件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者のみであり、農作業歴は10年で、年間従事日数は120日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は3,475㎡です。権利取得後は、なす、かぼちゃ、すいか、さつまいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は共に10年、年間従事日数は250日・180日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,784㎡です。権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は共に40・15年、年間従事日数は共に100日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,991㎡です。権利取得後は、梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番

譲受人の新規就農のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は1年・0年、年間従事日数は共に100日であり、必要な作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を導入予定としています。申請地は耕作者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は28㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番

譲受人の新規就農のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と父・母がおり、農作業歴は13年・35年・35年、年間従事日数は250日・180日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は372㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は共に25年、年間従事日数は270日・150日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は13,096.25㎡です。権利取得後は、水稻・自然薯の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番・8番は譲受人が同一のためまとめて説明いたします。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻・長男・長女がおり、農作業歴は60年・30年・3年、10年であり、年間従事日数は350日・350日・80日・300日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で12分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は26,847㎡です。権利取得後は、栗・かぼちゃ・原木しいたけの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号9番（地上権）

地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定により申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけます。

地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部に水稻を作付けし、申請地を耕作していきます。

周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分についても営農に問題はないと思われまます。また現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。

申請番号10番

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と母がおり、農作業歴は10年・50年、年間従事日数は120日・60日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,020㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたし

	<p>ません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号11番 譲受人の新規就農のため、また譲渡人は管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。 農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は共に7年、年間従事日数は共に80日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具の導入を予定しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,754㎡です。権利取得後は、菜・茶・柿・梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号12番 譲受人の新規就農のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は共に0年、年間従事日数は共に150日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具の導入を予定しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は145㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号13番 譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は20年・10年、年間従事日数は180日・100日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は141㎡です。権利取得後は、草花の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から13番について、許可することを原案といたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします
12番	7番と8番の受人の方で質問です。市内にたくさんの農地をお持ちであることは存じております。担当する西部地区の農地の営農状況はわかるのですが、南部地区などの農地の状況はどうなっているか知りたいです。
事務局	今年度で所有農地すべての現地確認をしましたが、保全管理等を行っていること確認しました。
議長	事前審査の時には、現地は確認されていますよね。
事務局	現場確認済みです。申請地は耕作放棄地の様相ですが、重機などつかって開墾し、かぼちゃなどを植えると聞いております。
議長	かなりの面積をお持ちですが、本市でこれだけ大規模に営農活動をされているのですか。
事務局	豊川市の農地も含まれております。豊川市農業委員会へ経営状況確認を行い、適切な営農活

	<p>動を行っている旨の回答を頂いております。</p>
8 番	<p>補足となります。こちらの方は農業以外の事業も手広くしている精力的な方です。資金も潤沢なようで重機や大型器具などを数多くお持ちです。荒れているところを畑地にし、栗やみかんの植樹若しくはハウスを設置したりすることは慈善事業みたいなものだとこのことで楽しく農業をされております。</p> <p>荒廃農地をお得に買って畑地に再生し、農地の世話もしっかりとしているので農業は適当にしていると判断しております。</p>
議 長	<p>取得された農地が荒廃農地化するおそれはないということですね。</p>
8 番	<p>そうですね。</p>
議 長	<p>少し心配なところはあるかもしれませんが、荒廃農地化のおそれはなく、また適正な営農活動をしているということでよろしいですね。</p> <p>他にご質問ある方は。</p>
推進委員	<p>5番の方で質問です。新規就農の方で取得面積が大きくないですが、営農従事日数が250日以上で大型農具があるとあります。日数は本当にこちらであっているのでしょうか。また、具体的にどんな器具をお持ちなのでしょうか。</p>
事務局	<p>日数についてはこちらで間違いがありません。管理機や草刈機や軽トラを所有しております。</p>
議 長	<p>トラクターとかはお持ちでないのですね。</p>
事務局	<p>書類に記載された事項についてですが、下限面積が撤廃されましたが、農家要件として年間150日以上、そこを耕作するだけの農業用機具をもっているか否かの基準は変わりません。つまり、一畝くらいの農地であれば鋤、3せくらいならば管理機、ハンマーナイフであったり、一丁歩であればトラクターなどをもっているかといった面積に応じた農具をお持ちかどうかを確認します。大型農具ではこういった齟齬を感じさせてしまうので、今後の記載方法の変更の検討をします。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありますか。</p> <p>ご発言ありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第158号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第158号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第159号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第159号議案について説明させていただきます。議案書7ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転3件、賃借権設定1件です。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>借人は、豊川市に在住で将来設計のために太陽光発電事業を計画しております。今般、発電用地を探していたところ、地権者よりパネル設置の合意が得れたために、申請地の一部に営農型発電設備の支柱を設置するものです。パネル下部にて地権者が水稻の作付けを予定しております。</p> <p>農地区分は、表の最上部「農振農用地区域内にある農地」です。一時的な利用で農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れのないものですので、農用地区域内農地の転用許可基準</p>

	<p>を満たしていると考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準については、利用率は100%であり、関係法令も調整され、更新許可が得られなかった場合の農地復元計画を含めた事業計画や図面もできていることから、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>受人は、家族3人で市内に居住しています。現在の住まいは借家で手狭な上、老朽化が進んでおり、住環境改善のために住宅用地を探していたところ、地権者との売買の合意に至り、申請地に住宅を建築するものです。</p> <p>農地区分は、表の第2種農地最下段の「上記のいずれにも該当しない農地」です。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第2種農地の許可基準を満たすものと判断します。</p> <p>転用許可の一般基準についてですが、建ぺい率は27.6%であり、全額借入金で行う計画で、関係法令等も調整され、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>受人は、従業員駐車場不足のため、平成15年より当該地を駐車場として利用しておりました。今般、農地であることが判明したため、是正すべく申請するものです。</p> <p>以前より駐車場として利用していたことに対する始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、表の第3種農地②の「駅から300m以内の農地」に該当します。第3種農地ですので、許可ができるものとなります。</p> <p>転用許可の一般基準についてですが、利用率100%であり、全額自己資金で行う計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。</p> <p>申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>受人は、平成17年より当該地を駐車場の一部として利用していました。今般、今後も駐車場用地として利用すべく、是正をかねて申請するものです。</p> <p>以前より駐車場として利用していたことに対する始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、表の第2種農地最下段の「上記のいずれにも該当しない農地」に該当します。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第2種農地の許可基準を満たすもの判断します。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、利用率は100%であり、全額自己資金で行う計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。</p> <p>いずれの案件も排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま す。以上、第159号議案4件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
推進委員	<p>確認です。4番ですが、申請地は3.3㎡で駐車台数は5台ですが、一体併用地があるという認識でよろしいですか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通りです。一体の利用地として雑種地があります。記載漏れでした。申し訳ありません。</p>
7番	<p>確認ですが、1番の営農型発電であります。排水計画などは本当に大丈夫でしょうか。</p>
事務局	<p>こちらの下部では水稻栽培を予定しております。また、田んぼ自体が3筆あって段々になっておりその法面が影になるようなパネル設置方法をとっています。つまり農地全体にパネルが覆われるわけではありません。平面のところには支柱や一部パネルはありますが、十分な日照を</p>

	確保する計画で、農地としての利用となりますので、周辺農地に影響はない見込みです。
議 長	その他にご質問はありますか。 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第159号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、当該議案については原案のとおり決定いたします。
議 長	次に、第160号議案改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第160号議案について説明させていただきます。議案書9ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定16件、賃借権設定3件です。議案書10ページをご覧ください。 (議案書のとおり説明)
	以上、番号1番から19番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第145号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 説明を終わります
議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	第160号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第160号議案について原案のとおり決定いたします。
議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書をご覧ください。 報告第1から第4、報告案件計17件について説明いたします。 (議案書のとおり説明)
議 長	以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。 以上をもちまして第37回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。